

鹿児島県有機農業推進計画

令和3年3月

鹿児島県農政部

[目次]

| | |
|-----------------------------|---|
| はじめに | 1 |
| 第1 有機農業の推進に関する基本的な事項 | 2 |
| 1 有機農業の生産拡大に向けた取組の推進 | |
| 2 有機農産物等の消費・販路拡大に向けた取組の推進 | |
| 3 農業者その他の関係者の自主性の尊重 | |
| 第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項 | 3 |
| 1 有機農業の推進及び普及の目標 | |
| (1) 有機農業の生産に係る目標 | |
| (2) 有機農産物等の消費に係る目標 | |
| (3) 有機JAS認証の取得推進に係る目標 | |
| 第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項 | 3 |
| 1 有機農業の生産拡大に向けた施策 | |
| (1) 有機農業に取り組む農業者に関する施策 | |
| (2) 有機農業の産地づくりに関する施策 | |
| 2 有機農産物等の消費・販路拡大に向けた施策 | |
| (1) 有機農産物等の販売機会の多様化に向けた施策 | |
| (2) 消費者の理解の増進に向けた施策 | |
| 3 有機JAS認証の取得推進に向けた施策 | |
| 4 技術の開発と普及の促進 | |
| 5 民間活力を生かした有機農業の推進のための活動の支援 | |
| 第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項 | 7 |
| 1 関係機関・団体との連携 | |
| 2 有機農業者等の意見の反映 | |
| 3 推進計画の期間 | |

はじめに

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律112号）において、「有機農業は化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されています。

県においても、平成20年8月に「鹿児島県有機農業推進計画」を策定（平成27年3月改定）し、有機農業の推進に取り組んできました。

その結果、県内における有機農業の取組は増加し、新たに有機農業に取り組もうとする人も増加傾向にあります。

令和2年4月に、国は平成19年4月に策定（平成26年4月に改定）した「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の見直しを行いました。

見直しにおいては、

- ・有機農業の取組は、生物多様性保全や地球温暖化防止等につながり、農業・農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献すること
 - ・有機農産物等の国内市場、輸出量の拡大に伴い、需要に応じた生産拡大が重要であること
- 等の基本的な考え方が整理されたところです。

これを受けて、県では「環境と調和した農業」の一翼を担う有機農業の一層の推進を図るため、必要な基本的考え方と具体的施策の展開を示した「鹿児島県有機農業推進計画」（以下「推進計画」という。）を改定します。

第1 有機農業の推進に関する基本的な事項

1 有機農業の生産拡大に向けた取組の推進

温暖な気候である本県において、特に有機農業では、病害虫対策、雑草対策などの労働時間や生産コストの大幅な増加等を伴うことから、有機農業の生産拡大に向けては、これらの課題を解決するための取組を進め、新たに有機農業に取り組む者を含め、農業者が有機農業に容易に従事することができるよう取組を推進することが重要です。

また、有機農業の生産技術の共有化等を進めるとともに、有機農業を通じた地域振興につなげていくため、農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大に積極的に取り組むことができるよう、市町村や農業団体等と連携し、産地づくりを推進することが重要です。

2 有機農産物等の消費・販路拡大に向けた取組の推進

有機農産物等の消費・販路拡大を図るためには、有機農業者や農業団体等と流通業者、販売業者が連携・協力し、多様なニーズに即した取組を進めることが重要です。

また、消費者が更に容易に有機農産物等を入手できるよう、有機農業者や農業団体等と、流通業者、加工業者、販売業者等が連携・協力することによって、実需者等のニーズに即した広域流通、海外への輸出や地産地消等を推進し、販路開拓や流通の合理化等による販売機会の多様化を図ることが重要です。

また、有機農業者その他の関係者と消費者や実需者が連携し、

- ① 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく有機農産物等の表示への理解の増進や有機農産物等の適正な表示の確保による消費者の有機農産物等に対する信頼の確保
- ② 食育、地産地消、農業体験学習等の取組を通じた消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携
- ③ 有機農業の特徴についての消費者への訴求等を通じ、有機農業に対する消費者の理解の増進及び需要の喚起を行うことが重要です。

3 農業者その他の関係者の自主性の尊重

有機農業は、これまで、有機農業を志向する農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮する必要があります。

このため、有機農業の推進に当たっては、今後も、地域の実情や農業者その他の関係者の意向を配慮し、各種取組が推進されるよう留意する必要があります。

第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

今回定める目標については、生産及び消費の変動の短期的な影響ではなく長期的な動向を評価する必要があることを考慮し、概ね10年後（2031年（令和13年））を目標年として設定します。

1 有機農業の推進及び普及の目標

(1) 有機農業の生産に係る目標

有機農産物等の消費・販路拡大に対応するため、県内における有機農業の取組面積を拡大する目標を設定します。

県内における有機農業の取組面積は、2019年（令和元年）には999haとなっており、2031年（令和13年）には2,000haとすることを施策目標とします。

(2) 有機農産物等の消費に係る目標

有機農産物等の消費拡大を図るため、消費者の理解の増進等の有機農産物の消費に係る各種施策の取組状況について、「有機農産物をよく買う消費者の割合」で評価することとし、2019年（令和元年）に10%であるこの割合を、2031年（令和13年）には25%に引き上げることを施策目標とします。

(3) 有機JAS認証の取得推進に係る目標

有機農産物等の販売機会の多様化等を図るため、県内における有機JAS認証取得を拡大する目標を設定します。

県内における有機JAS認証取得割合は、2019年（令和元年）には80%となっており、2031年（令和13年）には90%とすることを施策目標とします。

第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

有機農業の取組は、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果があると近年明らかにされてきており、有機農業を自然循環機能の増進やSDGsの達成に貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくためには、有機JAS認証等、一定水準以上の有機農業を推進することが重要となっています。

また、有機農業の取組水準を一定以上として推進することは、産地においては農業者間の栽培技術の共有等を容易にし、円滑な人材育成や産地づくりにつながるものです。

さらに、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機JAS認証を取得できる環境を作ることは、販売機会の多様化の面で有益です。

こうしたことから、県は、人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進に関する施策の推進に当たって、国際的に行われている有機農業と同等性が認められている有機JASに定められた取組水準（以下「国際水準」という。）以上の取組を推進し、その支援に努めるものとします。

1 有機農業の生産拡大に向けた施策

(1) 有機農業に取り組む農業者に関する施策

新たに有機農業を行おうとする者及び有機農業に取り組む農業者に対し、以下のような取組を推進し、農業者が容易に有機農業に従事することができるように努めます。

① 新たに有機農業を行おうとする者に対する施策

県は、市町村、農業協同組合（以下「農協」という。）や有機農業生産組合等の関係機関・団体と連携・協力して、新たに有機農業を行おうとする者が、円滑に有機農業を開始できるよう、就農相談、技術指導等の支援に努めます。

また、新たに有機農業に取り組もうとする新規就農希望者に対しては、国の施策等を活用し、就農計画の作成や就農研修から経営確立までの支援に引き続き努めます。

さらに、技術の習得等に当たっては、農業開発総合センターで開発された技術や有機農業実証ほの成果等を踏まえた「有機百培（栽培編）」等を活用し、効果的、効率的な指導に努めます。

② 有機農業に取り組む農業者に対する施策

県は、有機農業に必要な技術の導入を推進するため、堆肥等の生産施設その他の共同利用機械・施設の整備の推進に引き続き努めるとともに、環境保全型農業直接支払制度の活用により、国際水準の有機農業に取り組む者の支援に引き続き努めます。

また、技術水準の平準化や販路確保に資する有機JAS制度等に関する研修機会等を提供すること等により、技術的・経営的サポートに努めます。

さらに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証及び習得など技術的なサポートや、優良な取組の情報発信の取組への支援に引き続き努めます。

(2) 有機農業の産地づくりに関する施策

県は、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大に積極的に取り組むことができるよう、産地づくりの推進に努めます。

特に、有機農業の拡大に当たっては、地域でのまとまった取組が重要であることから、品目やロットの拡大、生産技術の習得、販路開拓等に対する支援に努めます。

また、人・農地プランの実質化や地域の話合いによる有機農業の取組方針の決定、農地中間管理機構の借受申出時における有機農業ニーズの把握、まとまりのある農地を有機JASほ場に転換する試行的取組等を通じ、有機農業に適した農地の団地化を推進するよう努めます。

2 有機農産物等の消費・販路拡大に向けた施策

(1) 有機農産物等の販売機会の多様化に向けた施策

県は、農業者や事業者、その他の関係者の協力を得て、以下のような販売機会の多様化の取組を推進し、消費者や実需者が更に容易に有機農産物等入手できるような環境づくりに努めます。

① 流通・加工・販売に関する施策

県は、流通・加工・販売に関わる事業者と有機農業者や農業団体等との間の意見交換や商談の場の設定、実需者との円滑な商談の支援に努めるとともに、ロットの拡大、生産技術の習得、海外への輸出等販路開拓等の支援に努めます。

また、実需者等のニーズに即した広域流通、海外への輸出、直売所を活用した販売など、有機農業により生産される農産物の地域内外流通の拡大に向けた支援に努めます。

(2) 消費者の理解の増進に向けた施策

県は、農業者や実需者その他の関係者等の協力を得て、有機農業や表示制度に対する消費者の理解と関心、信頼の確保を図るため、有機農業者と消費者との連携を基本としつつ、以下のような有機農業に対する消費者の理解の増進等の取組を推進し、需要が喚起されるよう努めます。

① 消費者の理解と関心の増進に関する施策

ホームページや各種広報媒体、イベントを通じ、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発を行うとともに、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供に引き続き努めます。

これらの情報提供を通じて、消費者をはじめ、流通業者、販売業者等に、有機農業が有する環境への負荷の低減、自然循環機能の増進、生物多様性の保全等の様々な特徴につ

いて理解が深まるよう努めます。

また、有機農業が、生物多様性保全等SDGs達成への貢献に係る社会的・経済的効果があることなどの情報提供を行うこと等により、消費者の理解や関心を増進するよう努めます。

② 有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策

食育、地産地消、農業体験等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進に引き続き努めます。

また、学校給食での有機農産物等の利用など有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知が行われるよう努めます。

3 有機JAS認証の取得推進に向けた施策

農業者、流通・加工・小売事業者など多様な関係者に対し、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格等の知識の習得及び制度の活用を積極的に働き掛けます。

また、有機農業に取り組む農業者に対し、有機JASの制度に関する研修機会を提供する等により、技術的・経営的サポートに努めます。

また、海外への輸出を視野に国際水準の有機農業の取組や有機JAS制度等について農業者に指導及び助言を行える人材の育成に努めます。

さらに、民間団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動を促進するとともに、JAS法に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、GAPや特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等について、消費者や関係者への普及啓発に引き続き努めます。

4 技術の開発と普及の促進

農業開発総合センターにおいて、国立研究開発法人や他都道府県等の研究機関と連携し、有機農業に利用可能な農業技術の開発に努めます。

また、平成19年度から有機農業に専門的知見のある普及指導員を設置しており、この普及指導員を中心として、地域の実情に応じた試験研究成果の有機農業者への普及に努めます。

さらに、市町村や農協等の担当者等への研修や農業開発総合センターでの試験研究成果発表会の開催等を通じて、試験研究成果の有機農業者等への普及に努めます。

5 民間活力を生かした有機農業の推進のための活動の支援

県は、有機農業の推進に取り組む民間団体等に対し、情報提供、指導、助言等を行うとともに、連携・協力して有機農業の推進に努めます。

第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

1 関係機関・団体との連携

県は、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体等をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関及び農業団体等と連携・協力して、有機農業の推進に努めます。

2 有機農業者等の意見の反映

県は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、関係者の意見や考え方を把握し、反映するように努めます。

3 推進計画の期間

この推進計画は、基本方針で示された有機農業の推進に関する施策の基本となる事項等に従い、策定しました。

10年後（2031年（令和13年））を目標年としますが、農業全体の様々な計画の見直しの状況を踏まえ、5年後を目途に中間評価を行い、見直しを検討します。